

市民社会は、福島第一原発事故の影響を受けた人々の健康の権利を守るために、  
人々の人権に基礎を置く政策の実現を求め、国連特別報告者  
アナンド・グローバー氏の勧告に沿った、抜本的政策転換を要請します。

1 本年 11 月 15 日より 26 日まで、「達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」に関する国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏が日本を訪れ、主に福島第一原発事故後の人々の健康に関する権利の実施状況を調査しました。

グローバー氏は、各関連省庁、福島県庁、福島県立医大、自治体、東京電力等からの事情聴取を行うとともに、現実に被害を受けている多くの人々からの事情聴取を行いました。さらに、福島県福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、宮城県仙台市など広範囲の地域を調査し、原発事故の影響を受け、未だ放射線量の高いなかでの生活を余儀なくされている人々からの聴き取りと、モニタリング・ポスト周辺や学校、居住地域等での線量測定や仮設住宅訪問等の実地調査を行いました。さらに、東京、北海道、宮城、山形のいわゆる「自主避難者」の状況に関する聴き取り、原発労働者からの聴き取り、市民グループからの聴き取り、専門家からの聴き取りも行われました。

グローバー氏は、26 日の離日にあたり、プレスステートメントを公表しました。このプレスステートメントは、事実調査に基づく中間的な所見を述べたものですが、重要な懸念と勧告を含んでいます。

以下に連名の私たち市民社会団体は、特別報告者の精力的な調査に感謝の意を表するとともに、その示した懸念を共有し、その勧告を歓迎します。

日本が 2013 年 1 月から理事国を務めることになる国連の人権理事会が選任した国連特別報告者の見解は、世界人権宣言や日本が批准する社会権規約等国際人権基準に基礎を置くものです。日本は条約の誠実遵守義務(憲法 98 条 2 項)に基づき、勧告を誠実に実施する責務を負います。

同特別報告者の最終報告は、来年 6 月の国連人権理事会に報告される予定ですが、私たちは、日本政府および関連機関に対し、6 月の最終報告を待たずにこの勧告を実施するよう要請します。

2 まず、特別報告者は、原発事故後の住民に対する施策の前提となっている安全基準値について、次のように強い懸念を表明しました。「日本政府は、避難区域の指定に年間 20mSv という基準値を使用した。これは、年間 20mSv までの実効線量は安全であるという形で伝えられた。また、学校で配布された副読本などの様々な政府刊行物において、100mSv 以下の放射線被ばくが、がんに直接的につながるリスクであることを示す明確な証拠はない、と発表することで状況はさらに悪化した」。

特別報告者は、この年間 20mSv 基準が、「1972 年に定められた原子力業界安全規制の数字と大きな差がある。」とし、「3 ヶ月間で放射線量が 1.3mSv に達する管理区域への一般市民の立ち入りは禁じられており、作業員は当該地域での飲食、睡眠も禁止されてい

る」と的確に指摘し、同時に「チェルノブイリ事故の際、強制移住の基準値は、土壤汚染レベルとは別に、年間 5mSv 以上であった」ことを想起し、「遺憾ながら、政府が定めた現行の限界値と、国内の業界安全規制で定められた限界値、チェルノブイリ事故時に用いられた放射線量の限界値、そして、疫学研究の知見との間には一貫性がない」と述べました。

この指摘は、既成事実化しつつある現行の年間 20mSv 基準が現行法とも矛盾し、チェルノブイリ事故後の対応にも著しく劣ることを正しく指摘しています。私たちは、日本政府に対し、特別報告者の指摘を重く受け止め、従前の公衆の被ばく基準である年間 1mSv 以上の地域の全ての人々の健康被害からの保護に必要な包括的政策を策定する方向に抜本的な政策転換を図ることを求めます。

3 特別報告者は「多くの疫学研究において、100mSv を下回る低線量放射線でもガンその他の疾患が発生する可能性がある、という指摘がなされています。研究によれば、疾患の発症に下限となる放射線基準値はない」と指摘しています。

私たちは、日本政府、関連する検討委員会、および福島県、県立医科大学に対し、疾患発症に下限となる放射線基準値がないという事実を直視し、「100mSv 以下の放射線被ばくが、がんに直接的につながるリスクであることを示す明確な証拠はない」として低線量被ばくの健康への影響に著しく否定的な従前の姿勢を抜本的に改め、予防原則に立ち、健康被害を防止する最大限の努力を尽くすよう要請します。

4 特別報告者は、現行の福島県健康管理調査について、懸念を明確にしています。即ち、健康調査の検査項目および対象者に照らして、調査の範囲が「狭い」と指摘、「これは、チェルノブイリ事故から限られた教訓しか活用しておらず、また、低線量放射線地域、例えば 100mSv を下回る地域でさえも、がんその他の疾患の可能性があることを指摘する疫学研究を無視している」と批判しています。

特別報告者は、日本政府に対して、「全体的かつ包括的なスクリーニングを通じて、放射線汚染区域における、放射線による健康への影響をモニタリングし、適切な処置をとるべき」とし、「慎重に慎重を重ねた対応をとること、また、包括的な調査を実施し、長時間かけて内部被ばくの調査とモニタリングを行う」よう勧告しました。

現在、公費で行われている福島県健康管理調査は、質問票と子どもに対する甲状腺検査等わずかなものに限定され、対象範囲も福島県民に限定されています。甲状腺検査は 18 歳未満にのみ 2 年に 1 度程度の頻度で実施するとされ、住民が希望する血液、尿、内部被ばく検査等は併行して実施されていません。

チェルノブイリ事故後、例えばベラルーシにおいては、1 年に 2 度、子どもだけでなく大人も含め、甲状腺、血液、尿、目、歯、内科・内部被ばく検査等の包括的な検査が無料で実施されていることと比較すれば、現在の健康調査は明らかに不十分です。

私たちは、日本政府に対し、これを機会に抜本的な対策の改善を求め、低線量被ばくリスクに詳しい専門家の知見やチェルノブイリ事故の臨床経験に学び、包括的な調査を行うよう求めます。

同時に、特別報告者が踏み込んで指摘したとおり、甲状腺検査を受けた子どもや両親が自らの医療記録にアクセスする権利を否定されている、という問題は深刻な人権問題であり、ただちに改められるべきです。

5 健康保護のためのいかなる措置をとるにあたって、正確な情報公開、特に、汚染の実態や放射線量測定データに関する情報の正確な収集と公開は大前提です。

この点、特別報告者は、調査を通じて「放射線モニタリングステーションが、監視区域に近接する区域の様々な放射線量レベルを反映していないという事実」が明らかになったことを指摘しました。

福島県内の様々な場所に文科省が設置したモニタリング・ポストが存在します。しかし、こうしたモニタリング・ポストから少し離れただけで、放射線量が急激に上昇する場所も確認されています。なかには、極めて高線量なホットスポットも確認され、年間に換算すると 20mSv を優に超えるスポットも少なくありません。しかし、こうした事実由政府によって公に確認されず、避難指定・勧奨等の措置はとられていません。

文科省のモニタリング・ポストの数値が周辺地域の汚染状況を正確かつ包括的に代表するものでないことは明らかです。

私たちは、日本政府に対して、「住民が測定したものも含め、全ての有効な独立データを取り入れ、公にすること」という特別報告者の勧告を誠実に実施することを求めます。

6 特別報告者は「住民は、安全で健康的な環境で暮らす権利がある」と確認し、これを実現するために日本政府に対してふたつのことを勧告しました。

第一は、住民の居住する地域に関して、「放射線レベルを年間 1mSv に引き下げる、明確なスケジュール、指標、ベンチマークを定めた汚染除去活動計画を導入する」こと、第二は、「全ての避難者に対して、経済的支援や補助金を継続または復活させ、避難するのか、それとも自宅に戻るのか、どちらを希望するか、避難者が自分の意志で判断できるようにすべき」ということです。

除染等により、放射線レベルを年間 1mSv に引き下げるまで相当の時間がかかることが明らかとなっている現状においては、人々が安全で健康な環境で暮らす権利を保障するために、避難に対する経済的支援が十分になされるべきです。

現在、避難先で経済的支援を十分に得られず、孤立し、不本意なまま余儀なくされる人々が相次いでおり、避難指定の解除や、新規の借り上げ住宅支援の打ち切りはこうした状況をさらに悪化させています。経済的・心理的に追い詰められたうえでの帰還は、自主的な帰還でも自由意志に基づく帰還でもありません。

私たちは、現在福島原発事故周辺から避難しているすべての人、および今後避難を希望する人に対し、長期的に安心して避難生活を継続できるような支援・補償が実現するよう国の政策の転換を求めます。

7 特別報告者は、原発作業員の実態を調査し、彼らの人権状況に強い懸念を表明しています。

「一部の作業員は、極めて高濃度の放射線に被ばくした。何重もの下請け会社を介在して、大量の派遣作業員を雇用しているということを知り、心が痛んだ。その多くが短期雇用で、雇用契約終了後に長期的な健康モニタリングが行われることはない」と指摘、日本政府に対し作業員全員に対するモニタリング、治療を行うよう勧告しました。これまでに福島第一原発事故の収束作業に関与したすべての作業員に対する健康診断と必要な治療が速やかに実施されるべきです。

8 特別報告者は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が包括的な施策を盛り込んだ基本法として成立したことを指摘しつつ、未だ実施されていない同法の早期の実施を求めました。

私たちは、特別報告者の勧告に従い、日本政府に対し、同法の早急な実施を求めます。そして同法の実施にあたっては、特別報告者が懸念・勧告を表明した基準値、測定、健康調査、避難の支援等の勧告を実施し、チェルノブイリ事故後の施策を決して下回らない施策を講ずるよう求めます。

また、特別報告者の指摘どおり、「被害を受けた人々が十分に参加するかたちで基本方針や関連規制の枠組みを定めること」が必要です。

9 特別報告者は、「訪問中、被害にあわれた住民の方々、特に、障がい者、若い母親、妊婦、子ども、お年寄りなどの方々から、自分たちに影響がおよぶ決定に対して発言権がない、という言葉を目にした」と指摘、「今回被害にあわれた人々は、意思決定プロセス、さらには実行、モニタリング、説明責任プロセスにも参加する必要がある」と述べています。

政策決定に当たっては、行政の長の意見や専門家の知見のみで決すべきでなく、原発事故の影響を最も受ける脆弱な立場に置かれた人々、特に子ども、妊婦、子どもを持つ若い世帯の意見が反映されるべきです。

私たちは、避難指定や解除に関する意思決定、線量測定と公表の体制、健康調査の実施体制、保養その他の被災者支援のすべての政策の策定、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の実施体制とその意思決定過程に、被災地の市民の代表が参加する体制を構築するよう要請します。その構成は、被災地の市民の代表が3分の1以上参加する体制であるべきです。

10 特別報告者の報告書は2013年6月に提出されます。もし、日本が、特別報告者の現在の指摘・勧告に耳を傾けなければ、日本政府が国連の警告を無視した政策を継続し、原発事故の被害にあった人々の健康に対する権利を脅かしている、という国連の公式な報告書が世界に向けて公表されることになるでしょう。それは極めて遺憾です。

私たちは、グローバー氏の勧告に基づき、日本政府が最終報告を待つことなく、抜本的な政策転換を早急に行うことを要請します。

(日本)

ヒューマンライツ・ナウ(HRN)

市民放射能測定所(CRMS)

市民科学者国際会議実行委員会

子どもたちを放射能から守る全国小児科医ネットワーク

3.11 生活手帳 低線量被ばくから子どもの未来を守るプロジェクト

測定器 47 台プロジェクト

福島健康相談会

FoE Japan

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク

子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク

子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト

反差別国際運動

国際人権活動日本委員会

虹とみどりの会

みどりの未来・ふくしま

ききょうの会

資料センター《雪の下の種》

UN Women 国内委員会

UN Women 東京

北京 JAC(世界女性会議ロビイング・ネットワーク)

東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌(むすびば)

安全安心アクション in 郡山(3a 郡山)

高校生の命を守る保護者ネットワーク

福島大学原発災害支援フォーラム (FGF)

福島避難者こども健康相談会

つながろう！放射能から避難したママネット@東京

つながろう！放射能から避難したママネット@埼玉

避難母子の会 in 関東

高木学校

市民の意見 30 の会・東京  
福島の子どもを招きたい！明石プロジェクト  
全石油昭和シェル労働組合  
福島避難者こども健康相談会  
子どものための平和と環境アドボカシー（PEACH）  
反原発（はんげんろう、反原発労働者行動実行委員会）  
NPO 法人 市民メディア・イコール  
脱原発ネットワーク茨城  
クオータ制の実現を めざす会  
富士の麓のうつくし村  
春を呼ぶフォーラム  
MOX 反対伊方の会  
市民と科学者の内部被曝問題研究会  
ゲイ・ジャパン・ニュース  
原子力行政を問い直す宗教者の会  
被ばく労働を考えるネットワーク  
ハイロアクション福島原発 40 年実行委員会  
(46 団体)

【海外】

Asian Center for the Progress of Peoples, Hong Kong  
Asian Human Rights Commission, Hong Kong  
Asian Forum for Human Rights and Development (FORUM-ASIA), Thailand  
Cambodian League for the Promotion & Defense of Human Rights (LICADHO), Cambodia  
Commission de Recherche et d'Information Indépendantes sur la Radioactivité, France  
German Society for Radiation Protection, Germany  
MINBYUN-Lawyers for a Democratic Society, South Korea  
People's Solidarity for Participatory for Democracy, South Korea  
Private Scientific Unitary Enterprise "The Institute of Radiation Safety,BELRAD", Minsk, Belarus  
Think Centre, Singapore  
WOREC, Nepal  
Alliance for a Green Economy, USA  
Beyond Nuclear, USA  
Citizens' Environmental Coalition, USA  
CASE/Citizens Allied for Safe Energy, Inc. USA  
Citizens Awareness Network, USA

Croton Watershed Clean Water Coalition, USA  
The Ecological Options Network, USA  
Fukushima Response Bay Area, USA  
The Helen Caldicott Foundation, USA  
The Hiroshima Nagasaki Peace Committee of the National Capital Area, USA  
Hudson River Sloop Clearwater, Inc, USA  
New Beginning Initiative, USA  
New York Solar Energy Society, USA  
Nuclear Hotseat Podcast, USA  
Nuclear Information and Resource Service, USA  
Physicians for Social Responsibility, USA  
World Network For Saving Children From Radiation, USA

(28 団体)